

平成21年第1回

かすみがうら市議会定例会会議録 第2号

---

平成21年3月4日(水曜日)午前10時03分 開 議

---

出席議員

1 番	古 橋 智 樹 君	11 番	矢 口 龍 人 君
3 番	加 固 豊 治 君	12 番	和 田 正 美 君
4 番	古 川 誠 一 君	13 番	藤 井 裕 一 君
5 番	井 坂 悦 司 君	14 番	矢 口 栄 造 君
6 番	佐 藤 文 雄 君	15 番	桂 木 庸 雄 君
7 番	中 根 光 男 君	16 番	関 利 夫 君
8 番	鈴 木 良 道 君	17 番	圓 城 寺 正 道 君
9 番	石 井 幸 雄 君	18 番	栗 山 千 勝 君
10 番	小 座 野 定 信 君	19 番	山 内 庄 兵 衛 君
		20 番	廣 瀬 義 彰 君

---

欠席議員

2 番 小松崎 誠 君

---

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長	飯 嶋 博 君
副 市 長	圓 城 寺 和 則 君	土 木 部 長	菅 谷 憲 一 君
教 育 長	大 竹 三 千 代 君	会 計 管 理 者	坂 本 裕 司 君
市 長 公 室 長	塚 野 勇 君	消 防 長	岡 崎 勉 君
総 務 部 長	山 中 修 一 君	教 育 部 長	久 保 田 治 嗣 君
市 民 部 長	横 瀬 典 生 君	水 道 事 務 所 長	川 島 祐 司 君
保 健 福 祉 部 長	武 田 芳 樹 君	農 業 委 員 会 局 長	板 橋 信 雄 君
代 表 監 査 委 員	板 屋 毅 君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	土 渡 良 一
〃	係 長	乾 文 彦
〃	主 任	坂 本 敏 子

---

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 古 橋 智 樹 議員
- (2) 栗 山 千 勝 議員

(3) 圓城寺 正道 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 古橋 智樹 議員

(2) 栗山 千勝 議員

(3) 圓城寺 正道 議員

通告順	通告者	質問主題
(1)	古橋 智樹	1. 公金仕訳が金融業の自己資本比率として利益還元となる認識と地域貢献のバランスについて
		2. 当市の公金取り扱い金融機関の法定担保責務の現況について
(2)	栗山 千勝	1. 都市計画について
		2. 要望, 陳情の対応について
		3. 公共工事の施工管理は事業課を設置してはどうか
		4. かすみがうら市議会事務局の決裁について
		5. 補助金法令の見直し等について
		6. 常任委員会への職員出席要求について
		7. (有)永光の開発と寄付について
		8. 職員, 特別職等の人事について
		9. 霞ヶ浦庁舎建設後のあじさい館の利用について
		10. 廃止する保育所について
		11. 大型養鶏場からの悪臭対策について
		12. 議会会議録の作成について
		13. 行政事務手続の責任と支出について
		14. 議長に一般質問の取り下げ要望をされた
(3)	圓城寺 正道	1. 耕作放棄地の再生利用について
		2. 遊休農地対策について
		3. 新市建設計画事業計画の見直しについて
		4. 市長公用車・議長公用車の廃止について
		5. 行政改革について

開 議 午前10時23分

○議長（桂木庸雄君）

ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、19名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、2番 小松崎 誠議員より所用による欠席届が出ておりますので報告いたします。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より、提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。 1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成21年第1回定例会一般質問に当たり、先の通告に従いまして質問いたします。

私は、市議会議員の選挙当時から3つの政治理念の一つとして、地域の収益循環を構築するまちづくりを訴えてまいりました。

さらには、当市議会会派の政翔会においても、5つのビジョンの一つとして、地域特有の経済情勢を配慮した活性化の取り組みを掲げております。

そして、昨日の坪井市長による平成21年度の施政方針において、地域の元気の源は、地域産業の活性化にあるという言葉で表れるように、市長の座右の銘とされる飲水思源を基にし、市長ご自身の農業イデオロギー、ルーツをも盛り込んだ事業計画並びに各予算が、これまで以上に不断の決意を感じるものであります。

今まさに、この100年に1度ともされる経済不況の予断を許さぬ状況に、日本国政府だけではなく、各地方公共団体の一つとして、さらには公的機関の一つとして、このかすみがうら市においても、昨年末より続けられている緊急雇用対策や定額給付金の迅速な取り組み等々、それらの迅速果断の対応を地域でできることは地域で、引き続き実施していただきたい。

さらには、各年度末の3月決算の全貌が徐々に明らかになり始め、雪解けはいつかと待ち侘びながら、さらに寒さ厳しき雪降り積もる今日この頃、地域でできることは地域で全市民と共に頑張っていたきたいと重ねて切望するわけであります。

この世界的な経済不況は、金の流通構造の閉塞と悪循環に原因があるわけでありまして、一つに信用格付けによる与信の過剰な管理と二つに商品流通の多種多様化による価格の乱高下にあるものと考えます。

この閉塞と悪循環の状況を、この地方であるかすみがうら市に置き換えますと、一つに金融機関の中小企業への融資の貸し渋り、二つに大型店舗やインターネットによる価格競争や新規参入に例えられることと存じます。その閉塞と悪循環から、日々悪化する状況を打破するためには、

各経営者として売上計画と資金繰りが大変重要になるわけであります。これだけの経済不況ともなりますと、小切手の信用ではなく、与信の原点となるキャッシュ、すなわち現金が仕事の起点となるわけであります。

私たちがかすみがうら市の行政運用も支出負担行為として現金を動かすことがまちづくりの起点であります。我々の税金は、現金としてかすみがうら市の将来設計を見据えたまちづくりのために、さらには老若男女の市民すべて、最低限の社会保障を備えるために、当市執行部の運用権限に預け、この市議会において最大公約数の賛成獲得に原則努められているところであります。

さて、その税金からなる公金は、行政運用において収支負担行為や予算、決算が論議されるものの、当市年間予算 250 億円あまりの公金の内、随時キャッシュ、すなわち現金となる数十億円が、各々の論議の合間にいったい何処にどのように管理なされているのか。

監査委員による出納検査の報告のみで、これだけの酷い不況の下においても、具体的に論議として省みられることもなく、市役所または銀行等の金庫に現金としてただ単に山積みされているのか。その山積みが各法令のルール内でどのように利活用や保証が確保されているのかという点で着目していただきたいと考えるわけであります。

しかしながら、この度のサブプライムローンが発端ともされる金融に及ぶ経済不況は、民間事業者だけではなく、金融を生業とする金融業ご自身も苦境に立たされ、銀行の金庫に山積みした現金の仕訳だけではやり繰りできず、各取締役のみならず各経済界の有識者がこぞって公的機関の介入が必要と唱えている状況であります。

すなわち、各顧客の中小企業の足下を見た貸し流りも、金融業取締役ご自身の経営管理の責任を省みることなく、公金、すなわち税金を金融市場によこせという事の顛末であります。

かつて遡ること平成 9 年の金融危機で、多くの公金が破たんし直面した金融機関へ投入し、共倒れの連鎖を防いだ実績について、昨年の世界 20 箇国による緊急金融サミットで、日本政府は経験経緯を説明し、アメリカのオバマ大統領もこの世界恐慌への対応として善用することとなりました。そして、現在、日銀は政策金利等の施策を実行したわけではありますが、現在の金利状況に基づき 1 億円元本を例に申し上げますと、1 年間、普通預金に預け入れた場合、概ね昨年末までの金利 0.12% で税引き前 12 万円の利息となり、本年 2009 年 1 月から順次、金利 0.04% に引き下げられ、1 億円の預金も年間、税引き前 4 万円の利息となるものであります。さらに、普通預金ではなく定期預金とした場合、0.2% の金利で税引き前 20 万円の利息という低金利の状況であります。

この状況に加え行政の財政面もマイナスとなるものであります。先の利息には、国税 15%、地方税 5%、合計 20% もの課税から税収につながっていましたが、日銀の政策金利施策も、ゼロ金利へ限りなく肉薄として打ち止めすることで税収ゼロとすることなく面目を保ったものとは存じませぬ。そのことから、日銀のより直轄的な経済対策として量的緩和政策により、各銀行金融機関から日銀へ預け入れを行い、現金の流れをコントロールして、円高やデフレさらにはスタグフレーションを監視し、景気回復を図っている状況でございます。

しかし、先の日銀の政策金利も貸金の金利に関しては、今のところ各銀行は即応されず、これまで通りの金利幅とすることで利ざやを大きく保ち、各銀行は株式会社としての経営保全に日本国政府から保護されているわけであります。そこで、先にも一例として述べました 1 億円の借入れをした場合、2% で 200 万円、3% で 300 万円という年利の状況であります。そのことからいわゆ

る各銀行は金融庁と日銀の計らいにより利ざやとして売り上げを積み増し、自己資本費率の厚みを持たせることができるわけであります。

この特段に国から保護されている銀行、各種金融業は、経済流通や地域循環に多くの法人と我々市民との連鎖連帯が計り知れないため、手厚く保護されているにもかかわらず、銀行側の預かった金を逆手に足下を見る対応には、モラルハザード、すなわち倫理観の欠如が顕著に現れているものであります。さらに遡ること江戸時代は、そのモラルハザードを抑制するため、士農工商という階級がございました。明治新政府による革命の大義名分として、現金を多く持った商人の力を利用するために階級制度が廃止され、地租改正を行った経緯もあったかと推測できるものであります。話は戻りますが、できるだけ金利の高い預金をして稼ぐという、我々預金者側のモラルハザードが、ペイオフ制度により事実、法的に制限されたにも関わらず、金融業側は、この不況下で貸し渋り、貸し剥がしと指摘されながらも、金融庁の定めた自己資本比率の保持を鉄則として、その金融業のモラルハザードは法制限されず、手厚く保護されております。

金融業は、現金を預かり、預金者の現金管理の安心保証の意欲と引き換えに現金を運用できる権利が銀行法により備わるものであります。

すなわち現金を多く預かれば預かるほど、金融業の株式会社や社団法人として各期別の決算仕訳に利益還元させるやり繰りが多く備わるわけであります。その内情のため、金融業の労働は、銀行法、信用金庫法などの施行規則において、窓口営業時間が午後 3 時までと定められていることを推測することから、今でこそこの不況下にて、より地域貢献を我々は願うものであります。

金融業の今後の展開は、規制緩和により、ゆうちょ銀行の発足やコンビニエンスストアにおける納税、ATM現金自動預金支払機の普及、セブン銀行やイオン銀行などの新たな金融業者の進出、さらには証券取り扱いサービスの拡張など、全国各地域の流通経済の景気回復に分岐として期待するものであります。

それら金融業の利益還元の源となるキャッシュ、すなわち現金において、私たちのまちづくりの源である公金、すなわち税金の存在が社会において大きい以上は、法令により金融業を営む法人にとって、まさしく大きな資金繰りの材料であるということは過言ではないと考えるものであります。方や融資を申し込む一般企業にとって、最も心苦しいことは、現金のやり繰りであります。その実情から、金融業だけが親方日の丸で営業できるという不公平感を、かすみがうら市をはじめとした全国の地方自治体の市町村は、この不況下で地域金融の在り方について、真摯に取り組まなければならないと考えるものであります。

従いまして、これらの公金の実態と金融業の実態から、我われ一地方自治体であるかすみがうら市にとっても、金融庁や日銀任せの金融施策ではなく、さらには、事業の発注による間接的な税収還元施策だけではなく、地方自治体として、地元の金融業の実態と地元地域の流通循環を各種施策の施行の傍ら、十分な認識の下、監理するべき時勢であると強く訴えるものであります。日々増す経済不況の状況において、金融機関は、与信管理を容易に済ませるため、馴れ合いの大手企業に貸し金利を優遇し、劣後ローンとも見かねる中小企業への割高の貸付や貸し渋りなどの状況、又は正しく評価に値する金融業の地域貢献について、市民の信頼を最も背負う末端の地方自治体として、法令根拠を持ってこの実態を見極め、指定金融機関の選定は、馴れ合いの随意契約ではなく、競争性を保ち、実績をもって選ぶことが、この不況の時勢に最も求められるべきこととであります。

そこで、まず一点目に、公金仕訳が金融業の自己資本比率として利益還元となる認識と地域貢献のバランスについて伺います。

主たる公金取り扱い金融機関の事務手数料が無料という状況、さらには公金の取り扱いがいかに厳正であっても行政及び監査委員の評価として当然、標準のことです。

この恐慌の状況においても、貸し渋り、貸し剥がし、決算に対する固定の審査等により自己の預金、会社を守らなければならない金融機関の現実原則があります。

しかしながら、地方公共団体としては、抵当債権の処理に関して、自己の滞納税がありながらも金融機関に譲歩するという最後に社会の歪を背負わなければならない責めを担っております。これらの背景に金融庁の監理権限に及ばない地方公共団体としては、自己の地域を守るため、公金が投入された経営状況や劣後ローン等による金融機関の銀行法第13条の3第2項に掲げる不信供与行為を始めとするモラルハザード、すなわち倫理観の欠如と共に、地域への信用供与度を実態として把握して各金融機関を格付け査定し、主たる公金取り扱い金融機関を決めるべきと存じますが、見解を伺います。

続いて、二点目に当市の公金取り扱い金融機関の法定担保責務の現況について伺います。

現況の当市財務規則においては、この恐慌時における公金のリスク管理として整備不足の感があると見受けられますが、地方自治法施行令第168条の2第3項の主たる公金取り扱い金融機関の当市への担保提供の契約内容について伺います。

以上、私からの1回目の質問といたします。

**○議長（桂木庸雄君）**

答弁を求めます。市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

古橋議員の質問にお答えします。

ただいま、冒頭でこの大不況、大恐慌の中ですね、地域の活性化に向けた提言、あるいは激励等をいただきました。金融業、金融システムに対するご指摘もいただいたところでありますが、私のほうからは地域貢献等を把握し各金融機関を格付け査定して、主たる公金取り扱い金融機関を決めるべきではないかというご質問についてお答えをいたします。

公金の収納及び支払の業務を取り扱う指定金融機関につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令の規定によりまして、金融機関を指定しております。公金を取り扱う指定金融機関の場合、相当な額が集まることになりまして、その一部は地域の人々や企業からの預金と同様に運用されまして利益につながっていると思われまして、この運用益を地域の人々や企業へ、預金利息や融資資金として還元されるべきでありまして、金融機関においては、地域へ円滑に金融機能・金融サービスを提供し、地域社会・地域経済の発展に努めると共に、企業育成のための資金面での支援、地場産業・地域経済の活性化への支援や環境保全への支援と取り組み、ボランティア活動等を行っており、地域還元や地域貢献が図られていると思っております。

また、各金融機関を格付け査定して公金取り扱い金融機関を決めるべきではないかのご意見ですが、全国的に見ますと選考基準を設けて格付けしているところもあるようです。茨城県内においては、格付けでの指定制度についてはまだ実施されておられません。金融機関における公金取り引きの動向につきましては、一般預金者や地域住民の金融機関に対する評価に少なからず影響

するため、自治体による金融機関の選別が、金融機関の経営状況を左右する可能性があり、この点には十分に留意しなければなりません。

当市における指定金融機関の選定基準につきましては、内規のかすみがうら市資金管理並びに運用基準の中で定めております。

また、指定金融機関として必要条件とされる一定の基準を満たしているならば、これまでの実績や公金取り扱い事務などに問題がなければ継続性が重要であるというふうに現時点では認識しております。

2点目の、当市の公金取り扱い金融機関の法定担保責務の現況については担当部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

会計管理者 坂本裕司君。

[会計管理者 坂本裕司君登壇]

**○会計管理者（坂本裕司君）**

古橋議員さんのかすみがうら市の公金取り扱い金融機関の法定担保責務の現況と公金の管理についてお答えします。

公金の収納及び支払いの事務並びに預金の取り扱い事務に関して当市と指定金融機関の間で取り交わしております、かすみがうら市指定金融機関事務取扱契約書に基づき、額面500万円の政府保証公営企業債券を預かっております。

次に、公金の管理についてですが、税金など市民の皆様からお預かりした大切な公金を金融機関に預金して保管しております。この公金の保管につきましては、最も安全、確実かつ有利な方法で保管しなければならないことになっておりますので、預入額の元本が保証され、かつ預入に伴う運用益が出るように管理運用しております。しかし、平成17年4月からペイオフが全面解禁され、金融機関が経営破綻した場合、預金している市の公金につきましても、元本1千万円までとその利息が保護され、それを超える部分に保護措置はなくなりました。このため、預金債権を金融機関の経営破綻から守る方法として、第一に無利息型普通預金の決済性預金への預け入れによる預金保険制度の活用、第二に決済性預金以外で公金管理を行う場合、金融機関からの地方債などの借入債務と預金債権の相殺を前提とし、預金債権が借入債務を上回らないこと。第三に特定の金融機関に偏らず、できるだけ複数の金融機関へ1,000万円まで保護される範囲での定期預金などで保管し運用しております。

2月末の一般会計及び特別会計に属する歳計現金13億4,034万円と歳計外現金598万5千円につきましては、どちらも決済性預金として保管しております。

なお、歳計現金につきましては8月21日より10億円、9月10日より15億円を定期預金として運用しておりましたが、10月からの経済的な金融危機以降、定期預金の額を減少させ、2月末現在ではすべて決済性預金となっております。基金につきましては2月末現在、基金総額38億3,257万円。その内、定期預金として17億3,790万円。普通預金に20億9,467万円を積み立て、運用しているところです。

**○議長（桂木庸雄君）**

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

2回目以降の再質問をいたします。

坪井市長からのご答弁において、行政側から金融機関の査定をする、格付けをするということは、金融業の経済界に影響を及ぼすというご答弁。それから、今現在の指定金融機関さんについては、継続性を重視しているのご答弁がございました。私はまずこの格付けの影響でございませけれども、金融機関側は容赦なく、私もこれまでの定例会の一般質問において行政側も査定されているという実態を質問させていただいた次第なんですけれども、この格付けですね、相手に通信簿をつけるという信用格付けは今の世界的な金融恐慌の原因の一つともされているというふうに専門家は見ております。皆さんもご承知のとおり、信用格付会社でムーディーズやJCR日本格付研究所などの格付け会社の信用表示はございますけれども、これらをもとにですね、トレーダーのみならず一般の企業さんもさまざまな手形の取り引きに用いているわけでございます。先般のサブプライムローン問題では、この信用格付会社の評価について過信し過ぎていたという指摘があったわけでございます。そして、このかすみがうら市の指定金融機関さんですね、4年前にサブプライムローンと同じくですね、住宅ローン債権をですねムーディーズからトリプルAという評価を取得して手形の取り引きをされ、中には大株主の信託銀行どと取り引きしていたと察する次第なんですけれども。現在、これらですね同じような住宅ローン債券の取り引きについて、会計管理者、財務管理者としてですね私は以前一般質問で、これは仕事として情報を随時把握すべきだというふうに提言申し上げたことがございますが、先の会計管理者、財務管理者としてどのような情報収集を具体的にされているのかご答弁いただきたい。

それからですね、加えてもう一点、当市の指定金融機関の株価情報ですけれども、皆さんもご承知のとおり東証一部上場の銀行で大分下降線を示しているいくつかの銀行の一つとなっている状況かと存じますけれども、この著しい下降線が株の空売りによるものなのか、それ以外の要素によるものなのか、例えば銀行側からどのような説明があったか。

また、さらに先ほどのような形で情報収集されているか、ご答弁を2点いただければと思います。

○議長（桂木庸雄君）

会計管理者 坂本裕司君。

○会計管理者（坂本裕司君）

まず、金融機関のほうからどのようにして情報がくるかという内容についてお答えします。

これらにつきましては、銀行は3箇月毎に決算をしております、その辺の状況を随時報告を受けております。また、以前古橋議員さんからいただいた、関東つくば銀行のほうでそれまで借りていた公金を返済したという内容につきましても銀行のほうから事前に報告は受けていました。さらに株価問題ですが、これらにつきましては、ただいま挙げましたように9月末で約60億円借りているのを返済したということもありまして、その後、全体の経営状況等で赤字が見込まれるという中で株のほうも下落したのかというふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

私はですね、先方から一方的な情報を鵜呑みにするんじゃなくてですね、ファイナンス情報全



般から、今、いろいろ金融の商いの商品は多様化していますので、それらをやはり金庫番として仕事として把握していただきたいというふうに申し上げます。

再度、3回目をお伺いしますが、民間事業者においては、雇用解雇の社会問題、経営破たんの問題など、経営者管理の原則が大きく問われているにもかかわらず、金融業だけは公金投入の必要性を国から手厚く保障されている状況でございます。その保障と引き換えにですね、地方自治体、このかすみがうら市は銀行の地方貢献について、できる限り把握することが市長を始めとして会計管理者としての仕事でもあると私は考える次第なんです、この茨城県内では牛久市さんが指定金融機関の輪番指定、さらに4月からですね、坂東市が輪番指定となるということでございます。すなわち金融業も競争により地域活性を図っていただく、このことがすなわち本市にとりましても地域活性のための有効な方策ではないかと、私は思う次第なんです、この点について再度、見解を一步踏み込んでご答弁いただければと存じます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大半の金融機関はご存知のとおり、県内に本店のあります常陽銀行が指定金融機関になっているわけでありましたが、我が市はご承知のとおり関東つくば銀行でずっときました。私は客観的に見ましてですね、こういった状況の中でこの関東つくば銀行、これまで長く土浦市に本店を置いて、現在つくば市に移ったわけでありまして、しかも頭取は、この地元出身であります。そういったわけで、この県南の周辺ということになれば、非常に現在の関東つくば銀行というのは、この地域の中でいろんな貢献をさせていただいているということが一つあるのではないかと考えています。

それから大多数がそういった常陽銀行さんの中で私どもずっと関東つくば銀行さんをやらせていただいて、非常に窓口業務のサービス、あるいは金融面での優遇を含めてですね、ある意味で逆の発想からすれば数少ない指定自治体であるが故のサービスをいただいているという面もございます。そういったものを大いに活用することも大事なかと考えておりまして、将来的にはこれから問題が出てくれば別でありますけれども現時点では、私はあまり、サービスを受けているわけでありまして、その辺を尊重しながら活用するのがこの市にとっては一番メリットがあるのかなと思っております。

それからリスク管理につきましては、先ほど坂本会計管理者から説明があったように、決済性の預金とか、それから預金と借金の相殺によってですね、一切そういうことはございませんので、その辺の心配はないわけでありまして、そういうことで当面は継続が市にとってプラスになるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは2問目の2回目の質問をさせていただきます。

ただいま坪井市長から指定金融機関の県内の状況において、鶏口と為るとも牛後と為るなかれということ指定したいというご答弁がございましたけれども、確かに茨城県内、県庁とそれか

ら 44 市町村の中で圧倒的に常陽銀行さんがシェアを握っているわけです。ある意味では、これが一つの停滞、閉塞というふうに独占がなっているということが流動化を妨げているというふうにも私は考えているところがございますけれども、いろいろそういった資本、体力的な大きな差があるものですから、私も現指定金融機関さんには厳しいフレーズを申し上げましたけれども、もしものリスクのためにはどうしても私は論議しておくべきかということで、この度質問させていただいている点をご理解いただきたいと思います。先ほど、会計管理者から担保状況について 500 万円が地方自治法に定める法定担保だというようなご説明がありました。私たちの予算は数十億、随時動いているわけでありましてけれども、それがたったの 500 万円という形、その中でどのように会計管理者として工夫されているかということで預金と借りのお金の相殺をですね原則としているという先ほど市長からもご答弁がございましたけれども、私はいろいろペイオフ制度によって決済預金というものが該当して、決済預金は銀行が預金保険料を払っている。その代わり利息はゼロですよという形であるかとは存じますが、これはどちらが、金融側か我々か、どちらが利点があるかという、私は利ざやを大きくできる金融機関に破綻しない限りはメリットがあるというふうに思うわけでございます。私はですね、先ほども申し上げましたけれども、会計管理者、財務管理者がですね、随時金融情報をですね、仕事として把握なさって、商法に基づく株価の情報ではございませんから、特段、インサイダーなどと抵触することもないかと思えますので、市民のためにも 1 対 1 の取り引ききとして定期預金や普通預金をバランス、経済状況をぎりぎりのところで見定めながら積んでいく必要が、市民のために繋がるというふうに思いますので、そこは経済情勢が酷くなったから安直に決済預金にすべて変えましたという、一つは完全に安心が守られる、もう一つは、やはり市民の公金ですから、商法に反しない限りでの、民法に抵触しない形で利息を正当にいただいて欲しいというふうに考えるわけでありまして。

私も先ほどは競争性をもって指定金融機関を選んでいただきたいというふうに申し上げたんですけれども、これは市長公室の業務であると存じますが、いろいろ合併特例債も民間の政府系の、政府系の銀行っていうのは実態的にはなくなっただけなんですけれども、政府出資が多い銀行ではなく、民間の金融機関さんから借入を行って下さいという国県の方針もあって、例えば起債をする際に各金融機関の見積り合わせをしているかと存じますが、先ほどから唯一関東つくばさんとお付き合いしていることでメリットがあるというふうに仰いましたけれども、その借入の見積りが、金利が具体的にそういう形で地域貢献として表れているのかご答弁いただければと思います。

**○議長（桂木庸雄君）**

市長公室長 塚野 勇君。

**○市長公室長（塚野 勇君）**

ただいま、指定金融機関のいろいろな役割、そういう中で行政としてもいろんな角度から要請をしております、メリットをより多くということで協議の中で対応をしております。そういう中で、ただいま具体的に合併特例債等の話がございました。いわゆる起債の借入れ、そういう中ではご質問の中にもございましたように、資金の内容、事業の内容によりまして市民間の資金を活用しているところがございます。そういう中ではいろいろな金融機関に条件を示しまして、より有利な形で我々としては対応しているところがございます。事案の内容、事業の種類、その辺に応じまして、より有利な形ということで対応しているところがございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1 番 古橋智樹君。

○1 番（古橋智樹君）

最後に、1 点申し上げさせて私の一般質問を終わらせていただきますが、私はですね、東京都のですね石原都知事の新銀行東京への取り組みについてお話しさせていただきたいんですけども、新銀行東京へですね都の公金 400 億円を投入されたということで、当時はですね 1 年前ほどかと存じますけれども、マスコミ、それから各議員からもだいぶ非難が多く見られた状況でありますけれども、この世界的な金融恐慌に発展してからは私はオバマ大統領の支持率に基づくですね桁外れの何兆円という公的資金の投入に踏み切って以来ですね、石原都知事の勇断はですね、評価されつつあるのではないかというふうに考えている次第です。石原都知事は予ねてからですね都市銀行がかつての、平成の 10 年前の金融危機で公的資金を国から投入されて一命を取りとめたにもかかわらず、その後、都市銀が赤字決算繰越のまま法人税を納めない状況に、都市銀の反対を押し切ってですね、都税として外形標準課税を導入されたということで皆さんもご承知のことかとは存じますけれども、今、この公的資金を新銀行東京、実質東京都が運営する母体だからできるわけなんですけれども、そのことによって地元の都内の中小企業の救済に奔走させて地域循環を図っているというふうに私は察する次第であります。中には新聞報道で一面に載るほどの内容ではないんですけども、不正融資だっというような形で載ったこともございましたけれども、これはいろいろ先ほど申し上げた都市銀や、さらには他の銀行との軋轢の中で生まれた歪かなというふうに見ているわけでありまして。この東京都とですね、茨城かすみがうら市は経済情勢を全く異にしておりますけれども、この地域循環の原理、考え方は経済不況において大いに参考にして最も取り組む原理の論議が必要と考える次第なんです。私は公金投入は否定しているわけではございません。ただ、その公金投入されたからには、それなりの責任を金融業も負っていただきたいというふうに考えております。ぜひですね、市長の施政方針にもございましたとおり、地域の元気の源は地域産業の活性化にあるということを実現していただくためにも、地域でできることは地域で最大限論議して実行していただきたい。努力していただきたい。地域の収益循環を流通の根幹から図っていただきたいということを切にお願いしまして、私からの一般質問を終わりにしたいと存じます。

○議長（桂木庸雄君）

1 番 古橋智樹君の一般質問を終わります。